

志賀町結婚新生活支援事業補助金の申請について

志賀町では、結婚に伴う新生活を支援するため、新婚世帯の住居取得費用・リフォーム費用・住宅賃借費用・引越費用を補助します。申請する場合は、下記をお読みいただき、必要な書類を添えて提出して下さい。

対象者

令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された新婚世帯が対象です。ただし、申請時点において以下の条件をすべて満たしている場合のみ、補助を受けることができます。また、前年度に補助金を受給し、その受給額が補助上限額に達しなかった世帯も上限額と受給額の差額の範囲内において対象となります。

※前年度に申請した方で、上限額に達しなかった方については、ふるさと創生室にご相談ください。

※当該補助金において、申請者・請求者・口座名義は同一でなければなりません。

<補助の条件>

<input type="checkbox"/>	居住地が志賀町内にあり、夫婦ともに当該居住地に居住している
<input type="checkbox"/>	婚姻日時点の年齢が夫婦ともに39歳以下であること
<input type="checkbox"/>	新婚世帯の所得額が500万円未満であること（前年の所得額の合計額をいう） ・貸与型奨学金を返済している場合は、世帯の所得額から年間返済額を控除できます
<input type="checkbox"/>	世帯の全員が町税等の滞納がないこと
<input type="checkbox"/>	公的制度による住居費補助やその他の住宅取得に係る補助等を受けていないこと
<input type="checkbox"/>	世帯全員が、志賀町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと
<input type="checkbox"/>	対象となる住宅の売買契約書、工事請負契約書、賃貸借契約書及び登記事項証明書の名義人が夫婦の双方又は一方であること
<input type="checkbox"/>	上記の契約に係る住宅の費用を夫婦の双方または一方が支払っていること
<input type="checkbox"/>	夫婦の双方が、申請時から志賀町に継続して5年以上居住する意思があること

対象経費

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支出した住宅取得費用、住宅のリフォーム費用及び住宅賃借費用並びに引越費用が対象です。具体的には下記のとおりです。

<①住宅取得費用（購入・新築の場合）>

住宅を取得する際に要した費用のうち、建物の購入費、工事請負費（新築のみ）

婚姻日より前に取得した住宅については、婚姻日から起算して1年以内に、婚姻を機として取得した住宅に限ります。※土地の購入費は対象外です。

<②リフォーム費用>

住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕・増築・改築・設備更新等の工事費用

婚姻日より前に実施（発注契約）したリフォームについては、婚姻日から起算して1年以内に、

婚姻を機として実施したリフォームに限ります。※倉庫、車庫、外構に係る工事費用や家電の購入・設置に係る費用等は対象外です。

<③住宅賃借費用>

賃借した住宅の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

※婚姻日より前に賃借した物件については、婚姻日から起算して6か月以内に始めた同居に限り、夫婦の住所が同一となった日以降に支払った費用を対象とします。

※駐車場代、鍵交換代、クリーニング代、保険料などの費用は対象外です。

<④引越費用>

結婚を機に取得または賃借した住居や、夫または妻が居住していた住宅への引越費用のうち、引越業者または運送業者へ支払った作業費や運送費

※賃貸住宅への引っ越しについては、婚姻日から起算して6か月以内に行った引っ越しに限ります。

※レンタカーを借りて自身で引越しを行った場合の費用や不用品の処分費用、引越業者が行う電気やガス等のサービス料、エアコン等のクリーニング料は対象外です。

補助金の額

対象経費（①～④）の合計額を対象とし、1世帯当たり30万円を上限に補助します。婚姻日時点で、夫婦ともに29歳以下の場合は、1世帯当たり60万円を上限に補助します。ただし、勤務先から住宅手当などの支給を受けている場合は、その額を対象経費から控除します。また、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

※住宅手当の支給がない場合も、確認のために住宅手当支給証明書の提出が必要です。

申請期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

ただし、申請額が予算の上限に達した時点で受付終了となります。

※直近の受付状況について確認したい場合は、ふるさと創生室（☎0767-32-9301）へお問合せください。

申請方法

「補助金等交付申請書（様式第1号）」に必要な書類を添えて、ふるさと創生室（志賀町役場本庁舎3階）へ直接提出してください。

上記の申請書や◎印の添付書類は、ホームページから様式のダウンロードが可能となっているほか、ふるさと創生室でも配布しております。

※申請書の提出の際は、印鑑（書類に捺印したものと同じもの）をお持ちください。訂正が必要な場合に必要となります。

<共通の添付書類（全員が提出）>

- 夫婦の婚姻後の戸籍謄本 または 婚姻届受理証明書
- 夫婦の住民票の写し
- 夫婦の令和5年（2023年）分の所得証明書 または 課税証明書
- ◎ 町税納付状況調査同意書
- ◎ 同意書兼誓約書

<該当者のみが提出する添付書類>

- 貸与型奨学金の返済額がわかる書類（令和5年分の返済額が確認できる返還証明書など）
※夫婦に貸与型奨学金の返済者がいる場合のみ。
- ◎ 無職・無収入申立書
※無職または無収入の方がいる場合のみ。

<住宅を購入・新築した場合の添付書類>

- 物件の売買契約書の写し または 物件の工事請負契約書の写し
（契約日、金額、売主・買主双方の捺印があるもの）
- 登記事項証明書の写し
- 領収書の写し（支払者の氏名、金額、内訳、受領日、支払先が記載されているもの）

<住宅をリフォームした場合の添付書類>

- 当該リフォームの工事請負契約書の写し（契約日、金額、売主・買主双方の捺印があるもの）
- リフォームの施工前及び施工後の状態を確認することができる写真
- 領収書の写し（支払者の氏名、金額、内訳、受領日、支払先が記載されているもの）

<住宅を賃借した場合の添付書類>

- 物件の賃貸借契約書の写し（契約日、金額、借主・貸主双方の捺印があるもの）
- 領収書の写し（支払者の氏名、金額、内訳、受領日、支払先が記載されているもの）
- ◎ 住宅手当支給証明書（手当支給状況について、給与支払者が確認し捺印したもの）
※手当の支給を受けていない場合も「支給していない」にチェックしたものを提出してください。
※申請する賃料等の支払月に給与所得があった場合は、申請時点で離職していても提出が必要です。

<引越しをした場合の添付書類>

- 引越費用の領収書の写し（支払者の氏名、金額、内訳、受領日、支払先が記載されているもの）

重要 領収書について

- ・ 銀行の口座振替や振込による支払いの場合であっても、必ず大家・不動産会社・保証会社等に領収書の発行を依頼してください。原則として通帳の写しや振込明細書は領収書の代わりにできません。

※領収書の発行には手数料がかかる場合があります。

※支払者の氏名、金額、内訳(支払内容)、受領日、支払先の記載が必要です。

- ・ クレジットカードによる支払いの場合は、カード利用明細書が領収書の代わりとして認められています。Web 明細を利用している場合は、下記の注記を満たすように利用明細画面を印刷してください。

※利用明細書は、支払者の氏名、金額、内訳(支払内容)または支払先の名称、カード利用日が確認できる状態のものをご提出ください。

- ・ 賃貸借契約書に記載されている賃料等の支払先と、領収書の発行元が異なる場合（例：契約書では不動産会社に支払う契約だが、実際には別の保証会社に支払っているため保証会社の領収書を発行した場合など）、契約書と併せて、保証契約書などの支払方法の実態が確認できる書類をご提出ください。

問合せ・申請書提出先

志賀町役場 企画財政課ふるさと創生室（本庁3階）

TEL：0767-32-9301（直通） E-MAIL：musubi@town.shika.lg.jp